



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 6月10日火曜日 第1464号

### ◇ 目 次 ◇

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	671
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	671
指定介護機関（居宅介護事業者）の名称の変更.....	672
指定介護機関（居宅介護事業者）の所在地名の変更.....	672
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	672
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	672
土地改良区の定款変更の認可.....	673

肥料登録有効期間の更新.....	673
ふ化業者の登録.....	673
飼料の試験結果の概要.....	673
保安林の指定.....	674
保安林予定森林にする旨の通知.....	676
都市計画事業に係る環境影響評価方法書の縦覧.....	676
道路の位置の指定.....	677
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	677

## 告 示

### ○愛媛県告示第1310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社大和ホーム	宇摩郡土居町入野845番地1	楽々園	宇摩郡土居町入野135番地5	平成15年 4月25日
医療法人片山医院	越智郡吉海町幸新田71番地	片山医院	越智郡吉海町幸新田71番地	平成15年 5月 1日
有限会社おきた建築	松山市東方町852番地	グループホーム子羊の家	伊予郡砥部町原町370番地1	平成15年 3月28日
株式会社ケアメイツ・ネットワーク	松山市天山二丁目 5番 5号	アトムケアサポート砥部	伊予郡砥部町高尾田718番地	平成15年 5月 1日
医療法人社団みのり会	西宇和郡三瓶町朝立 2 - 1 - 18	三瓶病院	西宇和郡三瓶町朝立 2 - 1 - 18	平成15年 2月12日
有限会社さわやか	今治市恵美須町二丁目 2番地 1	さわやか	今治市恵美須町二丁目 2番地 2	平成15年 4月 3日
社会福祉法人亀天会	東予市大野190 - 1	グループホーム亀天福寿苑	今治市高部字碓石山甲661 - 1	平成15年 4月28日
有限会社ケアセンター宇和島	宇和島市丸之内二丁目 1 - 7	有限会社ケアセンター宇和島	宇和島市丸之内二丁目 1 - 7	平成15年 4月16日
社会福祉法人回生会	西条市飯岡3402番地	ヘルパーステーション福武荘	西条市飯岡3381番地の 2	平成15年 2月20日
有限会社トゥモロー	北条市柳原720番地	グループホーム憩の郷	北条市柳原720番地	平成15年 4月17日

### ○愛媛県告示第1311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定

した。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアポートさくら	宇和島市住吉町二丁目3番25号	ケアポートさくら	宇和島市住吉町二丁目3番35号	平成15年3月10日

○愛媛県告示第1312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）が名称を次のように変更した。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称		主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
旧	新		名称	所在地	
株式会社シーアンドエス	株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13番12号	さくら・介護ステーション今治	今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	平成15年4月25日
株式会社シーアンドエス	株式会社さくら介護グループ	広島県広島市中区加古町13番12号	さくら・介護ステーション東予	東予市周布348-8-2F	平成15年4月25日

○愛媛県告示第1313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地名及び居宅介護事業を行う事業所の所在地名が次のように変更された。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地名		居宅介護事業を行う事業所名称	居宅介護事業を行う事業所所在地名		変更年月日
	旧	新		旧	新	
	有限会社ひまわり商会	東宇和郡宇和町大字上松葉392番2		東宇和郡宇和町大字小野田373番4	有限会社ひまわり商会	

○愛媛県告示第1314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人社団みのり会	西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	三瓶病院	西宇和郡三瓶町朝立2-1-7	平成15年2月12日

○愛媛県告示第1315号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148番地1外	・廃棄物が増加する場合は、適切な対応策を講じること。 ・ごみの分別や減量化及び廃棄物等保管施設の清掃保持に努めること。
サニーマート松山久米店	松山市北久米町698番地1	・廃棄物が増加する場合は、適切な対応策を講じること。 ・ごみの分別や減量化及び廃棄物等保管施設の清掃保持に努めること。
コープ久米	松山市鷹子町70番地外	・ごみの分別や減量化及び廃棄物等保管施設の清掃保持に努めること。

○愛媛県告示第1316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東予市三津屋土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成21年6月9日	愛媛県第1194号	魚かす粉末	魚かす粉末7号	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地
平成21年6月9日	愛媛県第1195号	魚かす粉末	魚かす粉末8号	窒素全量8.0 りん酸全量5.0	公定規格のとお	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市大字五反田1番耕地60番地

○愛媛県告示第1317号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成15年6月10日

○愛媛県告示第1318号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次のようにふ化業者の登録をした。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	氏名（又は名称）及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
15第1号	平成15年6月8日	合資会社 工藤舎 松山市道後今市7番7号	工藤舎ふ卵場 松山市道後今市7番7号

○愛媛県告示第1319号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第21条第2項の規定により平成14年11月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要											違反内容	
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	可消化養分量	代謝エネルギー		その他の検査
日和産業株式会社 坂出工場 香川県坂出市昭和町2丁目1番22号	酒井商店株式会社 今治市小泉3-1-3	ニチワ印プロイラー肥育後期用配合飼料ニューパワー	14 ・ 11	18.09	7.29	0.74	0.55	2.35	4.16	-	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地3	日清食材有限会社 今治市恵美須町1丁目12	日清印子豚用人工乳ハーブピゲットM	14 ・ 11	18.06	7.65	0.96	0.58	2.74	5.35	-	-	-	-	-	-	-

ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	えひめ中央農協伊予支所伊予市市場127番地	くみあい配合飼料成鶏用スターレイヤー17	14 ・ 11	18.37	5.07	3.51	0.56	2.46	11.58	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場香川県坂出市築港町二丁目8番1号	愛媛たいき農業協同組合大洲市東大洲198	くみあい配合飼料酪農てまいらす	14 ・ 10	16.17	4.43	0.76	0.44	6.35	5.31	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場香川県坂出市築港町二丁目8番1号	えひめ南農業協同組合鬼北支所北宇和郡広見町永野市1番地	くみあい配合飼料酪農用ベストブリーダー	14 ・ 11	17.31	3.53	0.81	0.51	5.61	5.99	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	くみあい配合飼料ピュアレイヤー17A I	14 ・ 11	17.91	5.96	3.82	0.53	2.77	12.99	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	くみあい配合飼料スーパークロス前期	14 ・ 11	14.48	3.00	0.55	0.53	3.96	4.72	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	くみあい配合飼料ピグバリューB M	14 ・ 11	17.52	4.71	0.55	0.44	2.50	4.22	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	くみあい配合飼料Eセイフティ後期A I	14 ・ 11	19.58	8.58	0.85	0.51	3.10	4.89	-	-	-	-	-	-
ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社宇和島工場宇和島市坂下津字向山381番地	同 左	くみあい肉牛配合飼料とら	14 ・ 11	11.64	3.82	0.41	0.48	3.53	4.15	-	-	-	-	-	-
中部飼料株式会社岡山工場岡山県倉敷市玉島乙島49番地の11	ヨンキウ株式会社宇和島市築地町2丁目318-235	マル中印まだい用配合飼料鯛ウインター	14 ・ 11	46.59	5.22	2.22	1.45	3.57	14.99	-	-	-	-	-	-

注 1 飼料の名称の欄中「規」は、法第4条第1項の規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。  
 3 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第1320号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

西条市西之川字下谷甲50の1から甲50の3まで、甲52

の2、甲54の1、甲56

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下谷甲50の3、甲56

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林の所在場所

西条市藤之石字長類ノ元戊10の1、戊10の4、戊10の  
5、戊14の1、字サダノ上戊11、字上類ノ上戊12の3、  
字コヲダノ上戊13、字藤兵衛類ノ元戊15の1、字烏帽子  
岩戊16、字ランジャク瀧戊17の1、字ツエ谷戊18の1、  
戊18の2、字隠居林戊19の1、字野々下戊20の1、字野  
ノ下戊21の1、字長洲ノ上戊22の1、戊22の2、字長洲  
戊23の1、字野戊24、字野々口戊25、字ヒジリ臺戊26、  
字銚石戊27、戊30、戊31、字焼瀧ノ上戊28、戊29、字鎌  
塚戊32、字カマツカ戊34の1から戊34の3まで、戊35、  
字岸ノ下戊36の1、戊37、字中ノ池5号17、5号20の1  
から5号20の3まで、5号21の1、5号21の2、5号22  
の2、5号24の1、5号27の3、5号28、5号29、5号  
31の1、5号31の2、5号35の1

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤兵衛類ノ元戊15の1、字ランジャク瀧戊17の  
1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定  
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 3(1) 保安林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字周木字小浦1番耕地255の1、1  
番耕地259、1番耕地261から1番耕地263まで、1番  
耕地272、1番耕地273、1番耕地274の1、1番耕地  
274の2、1番耕地278、1番耕地282、1番耕地283  
の1、1番耕地283の2、1番耕地284、1番耕地296  
の1、1番耕地296の2、字坂本2番耕地76の2

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小浦1番耕地255の1・1番耕地259・1番耕  
地261・1番耕地296の1（以上4筆について次の  
図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 4(1) 保安林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字長早字マツカド3番耕地727、3  
番耕地729、3番耕地732から3番耕地734まで、字オ  
オサンバタ3番耕地731の1、3番耕地731の2、3番  
耕地744、字シュウキミチ3番耕地735、3番耕地742  
、字サンバタケ3番耕地743の1、3番耕地743の2

#### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字シュウキミチ3番耕地735・3番耕地742・字  
マツカド3番耕地727（以上3筆について次の図に  
示す部分に限る。）、3番耕地734

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定  
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 5(1) 保安林の所在場所

西条市中奥字向甲1の1、甲1の2、甲2の1から甲  
2の7まで、甲3の1、甲3の2、大保木字土居壬35か  
ら壬37まで

#### (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該  
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 6(1) 保安林の所在場所

温泉郡中島町大字元怒和甲434、甲438、甲440、甲  
497、甲500の2、甲501

#### (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### (3) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1321号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字御内字加塚山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字加塚山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

宇和島市大字野川字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字豊岡字桑奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒字目黒山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目黒山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1322号

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)第52条の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、次の都市計画事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画決定権者の名称

愛媛県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

松山広域都市計画都市高速鉄道

1 四国旅客鉄道 予讃線

(2) 種類

普通鉄道に係る鉄道施設の改良

(3) 規模

延長 約5.9キロメートル

- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
松山市美沢一丁目、美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、宮田町、南江戸一丁目、大手町二丁目、三番町八丁目、千舟町八丁目、湊町八丁目、竹原町、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、雄郡二丁目、土居田町、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、保免上一丁目、保免上二丁目、市坪西町、市坪北二丁目及び市坪南二丁目、伊予郡松前町出作、神崎及び鶴吉並びに伊予市上野及び上三谷の各一部
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
松山市、伊予市及び伊予郡松前町
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所及び松前町役場
  - (2) 縦覧期間  
平成15年6月10日から7月9日まで
  - (3) 縦覧時間  
8時30分から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
  - (1) 提出期限  
平成15年7月23日まで
  - (2) 提出先  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

- 愛媛県土木部道路都市局都市計画課
- (3) 意見書に記載すべき事項
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された都市計画対象事業の名称
    - ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

○愛媛県告示第1323号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
大洲市新谷 387 番 1 及び 387 番 4
- 2 申請人の住所氏名  
大洲市東大洲 137 番地  
トミナガ不動産株式会社  
代表取締役 富永 邦茂
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1324号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成15年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
三第 19号 3	新居浜市別子山甲482番地の3	新居浜市別子山支所	売りさばき人 新居浜市 売りさばき所 新居浜市別子山甲482番地の3 新居浜市別子山支所	売りさばき人 宇摩郡別子山村 売りさばき所 宇摩郡別子山村甲477番地 別子山村役場	平成15年 4月1日

